

愛媛大学図書館長選考規程

平成16年4月1日
規則第87号

(趣旨)

第1条 愛媛大学図書館長(以下「館長」という。)の選考は、国立大学法人愛媛大学教員規程(以下「教員規程」という。)第3条第8項の規定に基づき、この規程により学長が行う。

(任命)

第2条 学長は、教員規程が適用される国立大学法人愛媛大学の理事又は職員のうちから、館長を指名し、任命する。

(任期)

第3条 館長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、館長の任期の末日は、当該館長を任命する学長の任期の末日とする。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、館長の選考に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年1月11日から施行する。
- 2 平成18年3月1日付けで任命される館長の任期は、第3条の規定にかかわらず平成21年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。